

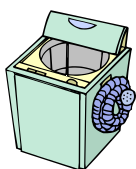
## 【家電リサイクル】

平成13年4月1日から、「特定家庭用機器再商品化法」（通称 家電リサイクル法）により、家電4品目（洗濯機、テレビ、エアコン、冷蔵庫）のリサイクルが開始されました。また、平成16年4月1日からは冷凍庫、平成21年4月からテレビに液晶式・プラズマ式が追加され、衣類乾燥機も追加され全6品目のリサイクルが開始されております。

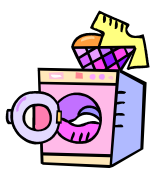
対象品	リサイクル料金 〔税込み〕	料金振込 手数料	収集運搬 手数料	備 考
洗濯機・ 衣類乾燥機	2,520円～	郵便局 窓口1件 120円	1件 2,000円 (町収集の 場合)	ブラウン管・液晶式・プラズマ式 (大きさにより料金違いあり) 天井埋め込み形・壁埋め込み形・ 冷風機を除く  (大きさにより料金違いあり)
テレビ	小 1,785円～ 大 2,835円～			
エアコン	2,625円			
冷蔵庫・冷凍庫	3,780円～			

※メーカー・大きさ等により、リサイクル料金が異なりますので、ご注意ください。

### ●対象品



洗濯機



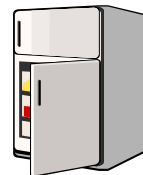
衣類乾燥機



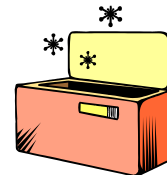
テレビ



エアコン



冷蔵庫



冷凍庫

#### 町（役場）に排出を依頼する場合

- ・ 購入先が廃業している
- ・ 購入先が不明である
- ・ 購入先が遠方である

上記の場合は排出手続として、下記の手続きをする。

- ① 郵便局にて、商品名、メーカーを告げ、リサイクル料金を支払い家電リサイクル券を持ち帰る。
- ② 役場住民課住民環境係へ収集運搬を依頼し収集運搬手数料（2,000円）を支払う。

#### 小売店に排出を依頼する場合

(株)阿部電気商会	安藤商店
興部町仲町 (電話82-2528)	興部町沙留元町 (電話83-2007)

- ・ 過去に上記の小売店にて購入した
- ・ それ以外の小売店での購入品でも、新規に上記の小売店で購入する

- ① 上記の場合は、**排出手続**として小売店にて当該料金を支払う。この場合、小売店の指導に従ってください。

**※注意** **洗濯機** **テレビ(液晶・プラズマ式含む)** **エアコン** **冷蔵庫** **冷凍庫** **衣類乾燥機** を

**ごみステーションに出しても収集しません。**

※著しく腐食している場合は、ご相談ください。